

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

島根厚生年金 事案612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から同年11月1日まで
昭和44年6月1日から45年1月15日までの期間において、A社にB職として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は44年11月1日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月1日から45年1月15日までの期間において、A社に勤務したと申し立てているが、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社は既に解散し、同社の元事業主も故人となっているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から、申立人が同社に勤務していたと主張する期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた被保険者13人（申立人が名前を挙げた4人を含む。）から聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の意見照会を行った13人のうち、A社における勤務時の職種が申立人と同じB職であったとする4人は、「A社では、入社後数か月経過してから厚生年金保険に加入した。」旨を供述している上、同社の事務員であったとする一人は、「A社に雇用されたB職には試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、申立期間当時、同社ではB職として勤務する者を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、被保険者原票から、申立人がA社に申立人と同時に入社し、申立人と同じ業務（B職）に従事していたとして名前を挙げた同僚（一人）の厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同じ昭和44年11月1日であることが確認できる上、申立人より1か月程度後に入社したとして申立人が名前を挙げた同僚（一人）は、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無く、

申立人が同社に勤務したとする期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。